Title	自己所有権テーゼ論駁
Author(s)	柏葉, 武秀
Citation	応用倫理学各分野の基本的諸概念に関する規範倫理学的及びメタ倫理学的研究: 平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書, 135-145
Issue Date	2006-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28246
Туре	article
Note	A Refutation of the Thesis of Self-ownership (日本倫理学会『倫理学年報』第54集、2005年)の日本語版
File Information	ouyou135.pdf



はじめに

われわれは自分の身体を好きなように使ってよいし、その結果手にするであろう果実(典型的には 所得)を自身のものとしてよい。そのさい、他の人々や社会といった「自分以外」のなにものかに負 うところはないし、それゆえ干渉される筋合いもない。このような直観は、素朴ではあれあるいはそ れだけ一層、根強いように思われる。かかる直観を「自己所有権」としてまとめあげ、解明に乗り出 したのがG・A・コーエンである。

コーエンによれば「自己所有権テーゼ」とは以下のようなものである。

「各人は自分自身の身体とその諸力を道徳的に正当な仕方で所有する主体であり、<u>したがって</u> (consequently)、彼らが自分の力を他者に対する攻撃に向けないかぎり、各人は望むとおりにその 諸力を行使する (道徳的にいって) 自由をもつ、というのものである。......、自己所有権テーゼに よれば、各人は、奴隷所有者が法的権利として彼の奴隷に対してもつあらゆる権利を、自分自身に 対する道徳的権利としてもつ。そして各人は、奴隷所有者が、法的にいえば彼の奴隷を自由に処分する正当な権原をもつ (entitled) のと同様に、道徳的にいって自分自身を自由に処分する正当な権原をもつのである」(Cohen 1995: 67-8) (1)

本稿の目的はこのコーエンの議論に寄り添いながら、自己所有権なるものの内実と含意を検討していくことにある。

ところでコーエンは、自己所有権テーゼをノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』で展開されたリバタリアニズムを支える特有の原理として分析している。そして自己所有権自体の訴求力を承認した上で、それが外的資源や経済状態の不平等を必然的にもたらすわけではないと主張する。したがって、本稿においても自己所有権をいったんは財の平等との関係に絞って論じることになる。とはいえ、私は自己所有権という発想そのものに多大な疑問を感じているので、引き続いて概念としての自己所有権に根底的な反論を加えたい。

本稿ではまずコーエンのノージック批判の戦略を瞥見し(1)、続いて自己所有権の二つの解釈にそくしながら、自己所有権テーゼが必ずしも経済状態の不平等を肯定する裏付けとはならないことを示す(2)。だが、そもそも自己所有権概念には不自然さがつきまとっているように思われる。この不自然さを、所有という言葉の意味と、身体を所有する主体の自己意識という二つの観点から解明したい。その上で最後に、自己所有権を擁護する機縁となった思考実験を再考し、テーゼ自体の拒みがたい説得力を相対化する(3)。

1 自己所有権の説得力とコーエンの戦略

リバタリアンは配分的正義を一般に認めず、それどころか各人の所得への課税を「強制労働に匹敵

する」とまで非難する (Nozick 1974: 169)。 きわめて緩い意味であっても、平等を追求すべき価値と するものはリバタリアンに強い反発を覚えるだろう。 だが、平等主義者でさえ自分の身体については 排他的な所有権があると信じているのではないかとコーエンは問いかける。

移植技術が進歩して、眼球を安全確実に他人に移植できるようになったとする。誰の眼でも他人に 安全に移植できるのだから、われわれは眼球を再分配すべきか。つまり、健康な眼を二つもつ人から 片方の眼を取り出して、眼に障害を負って視力を喪失した人に移植すべきか。自発的に移植手術に応 じる人がきわめて少ない場合は、抽選を行って、強制的に片方の眼球を提供させられる人を選び出す べきであろうか。私が健康な眼を二つもっているのは、単なる偶然にすぎないのだから、自分の眼に 対してなんらかの特権を享受する理由はない。資源や経済状態の不平等に反対するのであれば、健康 な眼球所有の不平等を肯定してよいものだろうか (Cohen 1995: 70, cf. Nozick 1974: 206)。

おそらくほとんどの人はこの「眼球のくじ」におぞましさを感じるであろう。ということは、自己 所有権テーゼに、部分的であれ、賛同できるはずである。じっさいコーエンは、自己所有権自体には 容易に反論しがたいと認めている。むしろ問われるべきなのは、自己所有権テーゼがノージックのい うようにリバタリアニズムの基底原理となって、経済状態の不平等を必然的に肯定するのかどうかで ある。

コーエンは自己所有権テーゼをいったんは受け入れた上で、そのテーゼがノージックの意図するように財や資源の再配分の否定を含意しないと論証しようと試みる。本節で取り上げたいのはコーエンの提出する論点の中の次の一つである(2)。すなわち、初期状態となるべきベースラインをいかなるものと設定するのか、誰の専有(appropriation)も始まっていない状態はロック的な自然状態つまりあらゆるものが無主物とされる状態とみなしてよいのかという論点である。かりに無主物だとすると、いわゆる「ロック的但し書き」をどう解すればよいのか。そもそも自然状態にあって、すべての土地や資源を共有物とみなしてはなぜいけないのか。自己所有権テーゼを損なうことなく、初期状態と専有との関係に対案を示し、ノージック批判とするのがコーエンの戦略である。

ロックは自然状態において各人が労働を投下した事物に排他的所有権を認めるのだが、そのさい「他の人々にも、十分な量と同品質のものが共有物として残されている場合には」という制約、すなわち「ロック的但し書き (Lockean Proviso)」を付加している。ノージックはロック的但し書きを「他の人々の状況が悪くならないことを確保すること」を意味すると解釈し、それが満足されるならば、誰の所有物でもなく一般的に使用可能だった対象の専有は正当化されるという(Nozick 1974: 175)。だがコーエンによれば、ノージック流のロック的但し書き解釈では、無主物の専有を根拠づけるには不十分である。

AとB二人だけの世界を考えてみる。そこでは自己所有権テーゼは自明とする。この世界のまだ所有されていない土地を別々に利用することで、AはmのBはnの生計を得る。この段階では両者ともに土地を所有してはいない。つぎにAは土地すべてを専有し、分業計画を提案して、Bにn+pの賃金を提供する。そしてAはm+qを得る。この場合、Bの状態は以前より改善しているので、ロック的但し書きは満たされ、それゆえAの専有権(しかも永久で遺贈可能な)は正当化されることになる。

(Cohen 1995: 79)

この議論が、両者の間に発生する権力関係に十分な注意を払っていないことはおくとしても、次の

ような場合がありうる。 BがAの土地を専有したならば、BはAに賃金を増額してm+q+rを支払い、自分はn+p+sを得ることが考えられるとする(m、n、p、q、r、 $s \ge 0$)。つまりBはAよりも経営上の才覚に富んでいたのである。その場合、Aが専有している現状は、共通の仮定に基づき十分に想定可能な制度におけるよりもBの状態を悪化させる。それでいてなお、現実のAの専有が正しいとされるのか。しかも、Bが専有することでAが期待できる利得も増加しているのに(Cohen 1995: 80-3)。 ノージックの解釈するロック的但し書きだけが専有の必要条件だと認めても、このようなBの専有に基づく状態の可能性を排除して、Aの専有を正当とみなす理由は導かれない。つまり、ベースラインを、自然状態とする理由が正当かどうかは疑問なのである。たとえば初期状態を土地の共有とするならば、Aの専有は(たとえあらゆる可能世界において、その場合にのみBの得る賃金が悪化しないとしても)正当とはいえないかもしれない。要するに、初期状態においてはどうして「早い者勝ち」が正当化されるのか、ノージックは説明していないのである(Cohen 1995: 83-4)。

ノージックが初期状態に社会主義的共有を認めたくない理由はたやすく推測できる。もし原初的な 資源(土地やその他の自然物)が共有されており、それを所有したり利用するためには関係者全員の 合意をとりつけなくてはならないと想定すると、各人の自己所有権が形式的なものにすぎなくなって しまうからである。コーエンは次のような思考実験をしている。

有能者と虚弱者の二人だけからなる世界で、自己所有権は各人に承認されるが、身体以外のあらゆるものは共有されているとする。虚弱者は完全に生産能力を欠いているので、有能者がすべてを生産し、かつ有能者が二人の生計を支える以上には生産できる。そのとき、取引(bargain)が結ばれることになろう。取引プロセスに入力されるのは、効用関数でも単に選好でもよい。決定的なのは、有能者の能力がこのプロセスになんの役割も果たさないことである。有能者は、彼が生産するからといって、なにか余分なものを取得するわけではない。虚弱者は生産の一つの必要条件(土地使用の拒否権を行使しない)を支配し、有能者は二つ(土地使用の拒否権を行使しないことと、じっさいに生産すること)を支配するが、だからといって取引上の利点を得るわけではない。虚弱者の承認がなければ、有能者も生きていけないのだから。このとき「世界に対する共同所有権が、自己所有権から平等主義者が反対する不平等が生じるのを防ぐ」ことになるとコーエンはいう(Cohen 1995: 96)。つまり、初期状態において資源の共有を認めてしまうと、自己所有権テーゼと厳格な社会主義的平等とは両立してしまうのである。そのとき、事実上自己所有権は、有能者も虚弱者ももっている限りの、能力の有無とは完全に切り離された形式的な権利に堕してしまっている。この思考実験からも、自己所有権が生活状態の不平等を招くわけではないことがわかる。

さて、以上のようなコーエンのノージック批判は妥当であろうか。本稿で論じたいのは、両者の立場の優劣ではなく自己所有権という着想自体なので、論争の舞台に二人だけをあげてみても意義は少ない。そこで、仮にノージック批判としては的を射ているとして、コーエンの議論によって自己所有権テーゼとリバタリアニズムとが完全に切断されたかどうかを吟味してみよう。

2 自己所有権の二つの解釈

ナーヴソンは、ロック的但し書きをめぐるコーエンのノージック批判にリバタリアンのひとりとし

て再批判を加えている。先述の例において、Bは自分であれば利用しようとは望まなかった土地や資源の一部をAによって専有され使用されてしまった。だが、その事実はBの自由を損なってしまったのだろうか。なるほどBは自らの望みを果たせなかったかもしれないが、望みを自分で果たす自由を奪われたのではない(Narveson 1988: 71, cf. 森村 1995: 26)。ナーヴソンの批判はもっともらしい。だが、「望みを果たす自由」は少なくとも二とおりに解することができる。つまり、自分が思うままにふるまうのを妨げられないという消極的な意味と、自己の能力の十全な開花という積極的な意味である。こういった(バーリン的な)自由の二つの意味に事実上対応した区別を自己所有権に設ける論者もいる。そこで本節では、クリストマンに従って自己所有権の意味を消極的と積極的の二つに区別して、自己所有権が平等主義的原理と背馳するかどうかを、それぞれについて論じてみたい(Christman 1994: 148-51)。

2.1 消極的自己所有権

クリストマンによれば、自己所有権のLockeの伝統に忠実な擁護とは国家による各人の生への侵入に抗する保護を表現する(Christman 1994: 149)。この消極的なヴァージョンの自己所有権は「各人は、同意していない他者に害を及ぼさない限りは、本人がなにを選択しようとそれをなすのに自由であるべきだ」という道徳的原理と定義されるだろう(Arneson 1991: 36)。

自然権に基礎をおいた古典的自由主義が消極的な自己所有権を道徳的権利として是認しているとマックは述べる (Mack 1990: 524)。マックによれば、古典的自由主義は個々人の権利を根底におき、その権利は自然権であって決して社会的な価値に還元されたり、個人を超越した基準が各人の権利に掣肘を加えたりはしない。古典的自由主義が承認する自己所有権とは、個人が自らの価値を求め自由に営んでいる生活に対する国家からの干渉を斥ける権利といえる。自己所有者は身体の部分、才能、能力を自由に行使して人生の目的を追求してよいが、他者の身体や能力を同意なしに利用してはならないのである (Mack 1990: 532)。

しかしマックは、自己所有権はその定義上自身に内的に帰属するものにしか効力が及ばないという。つまり個人の外部にある対象への請求権は、必ずしも自己所有権からは導かれないのである。だが人間は自己の身体が占めている空間を超えて、物理的な対象に満ちた外部の世界でしか生きてはいけない。個々人の目的を達成するためには、外部の世界から食料をはじめとした必要な資源を入手し、適切に使用する必要がある。したがって、自己所有権だけでは人間の有意味な生活を保証するには不十分なのである。Mack はこの欠落を補うために、「自然権としての所有権 (a natural right of property)」を導入する。自己所有権と同様にあるいはその延長として、各人は「個人の外部にある対象への権原を生まれながらにもつ」というわけである (Mack 1990: 533)。

このようにマックは自己所有権を「不干渉の権利」として消極的に解釈しておきながら、外的事物への所有権を別個に要請している(3)。この二つは矛盾しないかもしれない。だがマックも認めるように「自然権としての所有権」は自然状態下では外的事物はみな無主物だという古典的自由主義の想定と衝突しかねないのである(Mack 1990: 533, 540)。古典的自由主義を背景にしても、自己所有権と財や資源の所有との間には必然的結合関係は不在である。すくなくとも自然状態における「早い者勝ち」の専有は、自己所有権とは別個に正当化しなくてはならない。「公正な競争」という一見して受け

入れやすそうな原理でさえ、自己所有権とは独立の価値なのである(Arneson 1991: 47)(4)。

これらの論者の見解が示すのは、消極的自己所有権だけでは所有権一般を導くことはできないということである。換言するならば、消極的自己所有権は単独ではその規範的内容を全うできない。自己所有権が外的事物の所有に必ずしも結合しない以上、経済状態の不平等との結びつきもまた偶然以上のものではないだろう。クリストマンのいうように、不干渉の権利としての消極的自己所有権は、自己所有権の派生的な意味でしかないといえる(Christman 1994: 153)(5)。

2.2 積極的自己所有権

消極的自己所有権がたんなる不干渉の権利であったのとは対照的に、ヘーゲル哲学に端緒をもつ積極的自己所有権は人格の表現といったより積極的な権利である。クリストマンはそれをある種の「自己支配」と解する。この解釈によれば、自己所有権とは身体のうちに具現化した人格と才能の表現であって、それが重要なのは真の人生を構成する自己表現・自己実現に必要不可欠であるからなのである。積極的自己所有権を擁護するためには、各人はその身体を自由に使用し能力を発揮するときの環境やプロセスへの配慮が必要となる。それゆえロック的自己所有権の場合は、他者の義務については「同意なしには干渉しない」というものぐらいしか要請されなかったのに対して、積極的自己所有権は自己支配を実現するための諸条件の整備をも含意する。たとえば、理性的な反省能力が自己支配に必要であるとする。その場合には、十分な教育や快適な住環境などの資源が必要となるだろうし、そういった基礎的な資源が平等に広く配分されていなくてはならないだろう。こうして積極的自己所有権は、社会が人々に自己支配を成就するのに必要な資源を供給する義務があるとの主張を含意する(Christman 1994: 149-50)。

このように初期状態においては、積極的自己所有権からは資源の平等な分配が導かれる。だが自己 支配とは各人の能力の自由な行使でもあるのだから、生まれもった才能や能力の違いが多大な経済的 不平等を招くかもしれない。そうなると積極的な自己所有権は経済状態の平等とは背馳する原理であ ることになる。だが、クリストマンは自己支配の権利と収益権とを峻別することで、かかる危惧を払 拭する。

クリストマンによれば、自己を支配する権利は能力を何らかのかたちで交換して利益を得る権利を含意しえない。というのも、交換や取引は本来他者の趣味や決定に依存しており、自己支配の権利が市場における交換過程における優位(その帰結としての経済的不平等)を含意するならば、それは同時に他者への支配権をも含意してしまうからである。しかも、収益権を否定されたからといって、直ちに自己支配の権利が侵害されるとはいえない。自己支配に必要なだけの財が確保されているならば、各人は自らの生を自律して営んでいけるだろう。自己所有権が要求するのは、いわば自己支配を可能にするミニマムの財や資源の保証であって、それ以上ではない。それに対し収益権は、市場のはらむ偶然性とりわけ他者の天分に応じた「純粋に条件付き」のものにすぎない(Christman 1994: 155-7)(6)。

以上の議論の後にクリストマンは、自己所有権と矛盾しないかたちでの課税による再分配策を提起 しているが、もはや紹介には及ぶまい。積極的自己所有権が経済的不平等に直結しないゆえんを確認 しておけばよい。先の眼球の再分配に対する拒否感が自己所有権の説得力を説明していたのだが、同 時にわれわれは、片方の眼球を高値で売却して莫大な富を得る単眼者という描像にも嫌悪感を抱くかもしれない。自己所有権を行使した結果生じるであろう経済的格差を、自己所有権の擁護者が否定する可能性は十分すぎるほどある (Christman 1994: 156-7)。

自己所有権を消極的な不干渉の権利と解しようと、積極的な人格の表現の権利と解しようと、そこからリバタリアンの主張するような経済状態の不平等を正当化する根拠が必然的に導かれるわけではないことが確認された。それゆえナーヴソンのコーエン批判は不十分だといわざるをえないだろう。結局のところ、自己所有権の肯定と初期状態あるいは社会的制度の選択は独立した問題領域に属している。このことをウォルドロンは次のように論証している。

たとえば優れた探鉱技術の持ち主を考えてみる。彼は自己所有権の所有者として探鉱能力を自由に発揮する権利をもつ。たとえ私的所有制度が不在の社会であっても、その事実が直ちに才能の自己所有権を侵害するわけではない。彼は趣味として探鉱の能力を発揮するかもしれない。また逆に社会主義社会でしか通用しない能力もある(たとえば極度の官僚的資質)。もし制度を変更してより自由主義的な制度になった場合、彼の能力の自己所有権は侵害されるのか。そうではあるまい。問題は、当該人物がどんな能力をもつか、そしていかなる社会制度を選択するかについての、自己所有権とは独立の道徳的理由なのである(Waldron 1988: 406-8)。

したがってリバタリアンは、自己所有権の直観的説得力を顕揚するのとは別立てで、初期状態における「早い者勝ち」の専有と、そこから帰結する経済条件の不平等(それと配分的正義の廃棄)を正当化しなくてはならない。挙証責任はリバタリアン側に課せられている。コーエンへの再批判はそれからの話となろう。

もちろんリバタリアンがみな自己所有権テーゼだけからその規範的主張を演繹しているわけではないし、そうせねばならない理由もない。確認したかったのはただ一つ、すなわち自己所有権が概念的 真理として経済状態の不平等を含意しているわけではないという事実だけである。前節で紹介したコーエンの議論は、かかる事実を明示するという点に関しては成功しているというべきである。

3 自己所有権は本当に疑いえないのか

自己と身体との関係を所有というタームで語ることによって、外的な事物への所有権一般を基礎づけようとするのがコーエンの理解する限りのノージック流リバタリアニズムである。ノージックはロールズの格差原理のような財の再分配策が、原理的には身体部分の再分配というグロテスクな含みをもつと批判したのであった(Nozick 1974: 206)。だが前節までで明らかになったように、自己所有権テーゼとリバタリアニズムとの間に必然的連関はない。したがって自己所有権という新奇な概念にかえてたとえば(クリストマンのように)自己支配に基づく自律(autonomy)や、近年流行の「自己決定」を採用した方がリバタリアンにとっても自然かもしれない(7)。経済的不平等を含意しない自己所有権にどれほどの理論的な旨みがあるのだろうか(8)。もし何の利点もないのであれば、自己所有権テーゼとは、言葉としての不自然さだけがつきまとうだけの余計な存在となるかもしれない。

3.1 自己所有権という言葉の不自然さ

自己所有権という概念がいかにも不自然なのは、まず第一にそれが「所有」という通常の言葉使いからかけ離れているからである。われわれがある事物を所有しているというとき、その事物を誰かに譲渡してもかまわないという含意がある。われわれは所有物に対して使用者としとての地位を占め、ある所有物を安んじて他の目的の手段と位置づけるだろう。所有物と所有者との間には、なにか親密で内的な紐帯を想定する必要はあまりないし、ふつうはそうしまい。もし私が私の所有物である一本のペンを、他の誰かに自由に貸与したり譲渡したりできないならば、そのペンはもはや私の所有物とはいえないはずである。つまり、ある事物を任意に処分できるからこそ、われわれはその事物を所有しているといいうる。

ところが自己所有権テーゼによれば、所有というタームが二義的に用いられている。私は私の身体を通常の意味で所有するとされている。それゆえ身体を意のままに使用し、身体になにを施そうと、生来の能力をいかに行使しようと自由なのである。だが、眼球のくじを前にして思わずひるんでしまうとき、私はこの意味で自分の眼球を所有していると感じているのではない。眼球がいかにしても私から引き剥がしえない、絶対的に譲渡不可能だと信じていることを、私は痛いほど気づかされるはずなのである。あるいは逆に、自己所有権テーゼの擁護者は、私と身体とがこのように引き剥がしえないという直観に依拠して(つまり通常とは異なる意味で所有という言葉を使いながら)、通常の意味での所有権を身体に設定しようとしているともいうことができよう(cf. Ryan 1994: 255-6)。

第二の不自然さは自己所有権テーゼにおける「自己」に関わっている。ウォルドロンもいうように、自己所有権の主体は「active self」のはずである (Waldron 1988: 401)。だが、私に身体を所有しているとの意識が生じるのは、受動的な「自己」においてであると思われる。これはまさに逆説的な事態であるといわねばならない。

熊野は、身体を所有しているとの感覚の出自を道具を使用する体験に求めている。たとえば、麦踏みをするとき、私の足の裏は道具として感受され、道具であるかぎりの身体もまた、道具が私の所有物であるのと同様に「所有」される(熊野 2003: 31)。しかし、この道具的な身体は、順調に道具として機能するときには、私との適切な「距離」を喪失していると熊野はいう。麦踏みが滞りなく進んでいくとき、私は足を道具として使用していると意識はしまい。むしろ「私」が麦踏みをしているのである。そこには道具と道具使用者とを、つまりは私と所有さるべき身体とを鋭く切り分ける隔たりは不在である(熊野 2003: 37-9)。

では、私の足が道具として意識されるのはいかなるときであろうか。それは、先の例でいえば、麦踏みにしくじったときではないのか。何かの拍子で硬い石などを、麦踏みの最中に踏んでしまったとき、足の裏に痛みが走ることだろう。そのとき、私は自分の足が自らの意志のままに働いていないと痛感するはずである。すなわち、私と足という身体の間に楔が打ち込まれるのである。そうしてはじめて、私は柔らかな足の裏を「所有」していると意識できるようになる。こういった受動的な経験によって、私は意のままにならない身体を所有する。換言するならば、受動的な「自我」だけが身体を所有していると意識するのである。

自己所有権テーゼによれば、私は私が所有する身体を意のままに使用する道徳的権利をもつはずであった。ところが、身体が「私の意に反して」働くときにしか、私は私の身体を所有対象として意識

できない。すでに確認したように、その場合にのみ、私と私の身体の間にはある程度の距離が生じるからである。私のみるところでは、自己所有権テーゼはこの逆説から逃れられない。これが自己所有権概念に特有のもう一つの不自然さである。

3.2 三つの思考実験

おそらく、自己所有権は権利として特有の意義が重要なのではない。むしろ、眼球のくじに対して われわれの抱くであろう嫌悪感が強力であるがゆえに、自己所有権は自律や自己決定といった他の概 念以上に疑いえないように思われるのだろう。だが本当にそうであろうか。最後に二つの思考実験を 紹介しながら、我流の稚拙なそれも加えて自己所有権そのものに疑問を呈しておきたい。

自己所有権を認めたとして、その説得力を凌駕する別の有力な道徳的直観をわれわれはもっているかもしれない。パーフィットは次のような思考実験をつうじて、われわれのもつ平等主義の直観の強さを思い起こさせる。なんらかの遺伝上の変化によって、子供は常に双子で産まれ、そのうちの一人は視力を生まれながらに喪失しているとする。福祉政策の一環として、健康な目をもつ双子の一方から眼球を一つ、毀損した眼球をもって生まれた双子のもう一方に移植する手術を必ず施すようにする。新生児は同意を与えることなど不可能なので、この措置は眼球の非自発的な再配分としてなされる。われわればかかる政策にたいしてどのように感じるであろうか。パーフィット自身は、この眼球再配分政策は正当化されるだろうと信じたくなるという(Parfit 1998: 9)。もしわれわれもパーフィットと同じように感じるならば、それだけ自己所有権を支持する直観の力は弱まっているはずである。

パーフィットの思考実験では、対象が自己意識をもたない新生児である。新生児は道徳的主体の要件を満たさず、また自己所有権の意識ももたないのでこれは自己所有権テーゼを相対化する例としては弱いかもしれない(森村 1995: 32)。そこで成人を対象にしているコーエンの思考実験をも参照しよう。

眼球のくじに対する抵抗感から擁護されるのは身体への所有権ではないかもしれない。コーエンは次のような思考実験を試みる。ひとはみな眼球のかわりに眼球ソケットをもって生まれるとする。生まれた直後にそのソケットに人工眼を安全に据え付ける技術が開発されており、国家は人工眼を各人に貸与している。もし成人がなんらかの事故で人工眼を失った場合、その人が視力を回復するには他の「晴眼」の成人から人工眼を移植する以外方法がない。成人に適応する人工眼は、乳幼児期から人間に移植されていた人工眼だけだからである。この状況で眼球のくじを行ってもよいものだろうか。依然として抵抗感が拭えないかもしれない。だがこの場合は各人の眼球はその人の所有物ではないのである。すると冒頭の眼球のくじの場合でも、われわれは身体の所有権が侵害されたからではなく、他の理由から反発していたかもしれない。自己所有権とは異なる道徳的直観が刺激された可能性がある(Cohen 1995: 243-4)。

パーフィットやコーエンの二つの思考実験において再分配の対象となっていたのは人の眼球そのものであった。だが、本当に必要とされているのは健康な眼球ではなく、それが可能とする視覚あるいは視力のはずである。眼球のくじにおいては極度の近視や遠視の眼球は、矯正すれば日常生活に支障がないとしても、あまり価値がありそうもない。そして、視力の再配分であれば、われわれは問題なく受け入れられるように思われる。

コーエンの例をさらに穏当に変えて次のように考えてみよう。社会構成員がみな特殊な眼鏡をかけていなくては現在われわれが必要とする視力を維持できないとする。各人は眼鏡を所有しているが、原則として生涯一つしかもてないのできわめて強い愛着を感じている。第三者的には譲渡可能にみえる事物への、当人にしか理解しがたい固執や愛着もまたわれわれの所有という言葉に含まれる一つの意味である。ところが眼鏡の材料に不足が生じて、ある不運な人々には眼鏡が行き渡らなくなった。そこで残る全員の眼鏡を調整して(レンズを削るなどして)、以前よりは少ない視力だけを保持してくれる眼鏡を全員分製造し直す施策が法制化される。これまでの例とは違い、抽選で不運な人を割り当てるのではなく、みな平等に少しずつ視力を強制的に供出させられ、不運な人々にも視力を保証するのである。はたしてこの思考実験に抵抗を覚えるものがどれほどいるだろうか。眼鏡の再配分にどうしても反対する人はほとんどいないと思われる。

私の思考実験では、パーフィットのそれから平等な配分を引き継ぎ、コーエンからは人工眼という アイディアを借りて、それをより穏当で現実的な想定に変更している。自己所有権テーゼの信奉者も 視覚に関する平等主義者も同時に満足させて、なおかつ眼球のくじにおける本来の目的を達成しても いるはずである。それでは眼球のくじに対してわれわれが覚えた抵抗感は、いかなる道徳的直観に由 来していたのか。身体に対する所有権か、平等主義か、それとも事物と自身との否みがたいなんらか の密着感か。眼球のくじへの拒否感から自己所有権テーゼを導き出すには、いま少し慎重な検証が必 要である。

むすびにかえて

コーエンの議論を紹介しつつ、また触発もされて、自己所有権という概念を検討してきた。その結果、コーエンのいうように、自己所有権を承認しながらも、ノージック流のリバタリアニズムを批判することは可能であった。すなわち、自己所有権の説得力を認めたからといって、必ず経済状態の不平等までをも容認しなければならないわけではない。

さらに、自己所有権という概念がはらむ脆弱性を、所有という言葉の意味と所有主体の自己意識の 二つの観点から批判した。また、自己所有権そのものがもつ直観的説得力は、コーエンの挙げる眼球 のくじに対するわれわれの拒絶感に依存していたが、その説得力も、いくつかの思考実験を重ねる中 で、相当程度減殺できたと思う(9)。すべての議論が尽くされたとまでは主張しないけれども、自己所 有権テーゼの概念的妥当性は本稿において十分に反駁できたと思われる。

文献表

Arneson, R. J. 1991 "Lockean Self-Ownership: Toward a Demolition" in: *Political Studies*, 39, pp. 36-54.

Christman, J. 1994 The Myth of Property (Oxford: Oxford U. P.).

Cohen, G. A. 1995 Self-Ownership, Freedom, and Equality (Cambridge: Cambridge U. P.).

Engelhardt, H. T. Jr. 1996 The Foundations of Bioethics, 2nd ed. (Oxford: Oxford U. P.).

Gorr, M. 1995 "Justice, Self-ownership, and Natural Assets" in: *Social Philosophy and Policy*, 12, pp. 267-91.

Mack, E. 1990 "Self-Ownership and the Right of Property" in: Monist, pp. 519-43.

Narveson, J. 1988 The Libertarian Idea (Philadelphia: Temple Univ. Press)

Nozick, R. 1974 Anarchy, State, and Utopia (N. Y.: Basic Books)

Parfit, D. 1998 "Equality and Priority" in: Mason, A. (ed.) *Ideals of Equality* (London: Basil Blackwell), pp. 1-20.

Ryan, A. 1994 "Self-Ownership, Autonomy, and Property Rights" in: *Social Philosophy and Policy*, 11, pp. 241-58.

Waldron, J. 1988 The Right to Private Property (Oxford: Clarendon Press).

熊野純彦 2003 『差異と隔たり:他なるものへの倫理』岩波書店。

福間聡 1999 「自己所有のための所有権へ――外的資源に対する私的所有権の正当性について――」 東北 大学哲学研究会編『思索』第 32 号、87-105 頁。

森村進 1995『財産権の理論』弘文堂。

鷲田精一 1998「肯定の停止——〈人間〉という最上級の共同体をめぐって」日本哲学会編『哲學』第 49 号、29-42 頁。

注

- (1) この定義における自己 (self) は「純粋に再帰的な意味」しかもたない。「それが意味するのは、所有するものと所有されるものが全く同一であることであり、つまりは全体としての人格 (the whole person) なのである」(Cohen 1995: 69)。
- (2) コーエンは自己所有権テーゼと自己所有権とを概念的に区別し、前者は誤りだが後者は否定しがたいという(Cohen 1995: 209)。本節で紹介する議論とは独立にコーエンは、彼がノージックが主張しているとみなす限りでのテーゼそのものを批判し、さらに(テーゼではなく)自己所有権の直観的説得力を相対化する作業も行っている(Cohen 1995: 229-44)。本稿ではこれらの議論は副次的にしか扱うことができない。また自己所有権テーゼと自己所有権の区別も曖昧にして論じておく。
- (3) 所有権は労働投下によってではなく、もっぱら自由権から正当化される (Mack 1990: 526)。
- (4) アーヌソンは、初期状態の土地が希少であるという前提下で未来世代の所有権を度外視した場合は、ロック的自己所有権と調和する最適なベースラインは土地の完全な均等配分であるという (Arneson 1991: 49-51)。
- (5) とはいえ、自己所有権を前提にすると「各人のもつ自由の範囲が自分の身体に限定される」理由がうまく説明できるのは確かであり、その意義は無視できない(森村 1995: 35)。
- (6) 福間はほぼ同趣旨の議論から自己支配の権利と収益権を区別して、さらに各人に「自己所有者」として の生の可能性を確保する再分配、そしてそのための所有権の正当化を試みている(福間 1999: 97-102)。だ

が福間の議論では、第三節でもふれるように、どうして自己所有という概念が自律などほとんど同内容の伝統的概念に取って代わらねばならないかが不明である。

- (7) コーエンは自己所有権は自律を含意しないと述べる。そうであれば、リバタリアンとしても、より基礎的なカテゴリーである自律によって自らの主張の根本原理とするべきであろう (Cohen: 238)。コーエンとは反対にゴルは、自己所有権は自律の前提であるとする (Gorr 1995: 289)。
- (8) たとえばゴルは、自己所有権は「人の自分自身とのあいだの形而上学的関係は、彼女と他者との形而上学的関係とはまったく異なっている」という事実の規範的表現だという (Gorr 1995: 289)。あるいは「じぶんはじぶんのものであるという、この自己の所有権 (self-ownership) が自己の固有性を可能にする」(鷲田 1998: 38) との指摘もある。もっとも、ゴルが自己所有権を穏健なかたちで守り抜こうとしているのに対して、鷲田は自己所有権にもとづく「じぶん」を積極的に肯定しようとしているわけではなく、むしろ批判的に捉えかえしている。
- (9) 蛇足を承知で付け加えるならば、本稿の議論は身体の所有という生命倫理においてなお重要な着想にも、 理論的な留保を強要できるはずである (cf. Engelhardt 1996:154-66)。

*本稿は拙論"A Refutation of the Thesis of Self-ownership" (日本倫理学会『倫理学年報』第 54 集、2005年) の日本語版である。英語版は旧稿「自己所有権とリバタリアニズム」 (北海道大学大学院文学研究科哲学倫理学研究室『現代倫理学論集』、2001年) を加筆修正の上英訳したものであるので、本稿と旧稿は内容上大きく重なっている。